

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和元年6月27日（令和元年（行情）諮問第118号）

答申日：令和2年6月2日（令和2年度（行情）答申第56号）

事件名：特定日に特定海域を航行する特定艦艇を確認した時に撮影した映像の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書3（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月7日付け防官文第3713号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、開示することを求める。

2 審査請求の理由

防衛省は、過去に本件対象文書と同種の行政文書（海上自衛隊の哨戒機が外国艦艇を撮影した映像）を情報保全の観点から一部音声の処理を施した上で公表しており、本件対象文書についても、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成30年12月11日（火）午後3時頃に海上自衛隊第5航空群所属「P-3C」が久米島（沖縄県）の西約70kmの海域を南進する中国海軍ジャンカイII級フリゲート1隻を確認した時に撮影した映像すべて」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる行政文書を特定し、平成31年3月7日付け防官文第3713号により、法5条3号に該当する文書を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書については、自衛隊が収集・処理した非公表の情報であり、当該情報を開示することにより、自衛隊の情報収集要領及び情報関心が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては

我が国の安全を害するおそれがあることから、件名、枚数等も含めて、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり主張し、本件対象文書を不開示とした決定を取り消し、開示することを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の全てについては、同条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月8日 審議
- ④ 令和2年5月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書3である。

審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の全部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、海上を航行する艦艇を自衛隊が撮影した映像であることが認められる。

当該文書は、件名、枚数等を含め、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報収集能力等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

文書1 P-3Cが撮影した中国海軍ジャンカイII級フリゲートの写真（その1）

文書2 P-3Cが撮影した中国海軍ジャンカイII級フリゲートの写真（その2）

文書3 開示請求された「平成30年12月11日（火）午後3時頃に海上自衛隊第5航空群所属「P-3C」が久米島（沖縄県）の西約70kmの海域を南進する中国海軍ジャンカイII級フリゲート1隻を確認した時に撮影した映像すべて」のうち、文書1及び文書2以外の行政文書